

池田町地域防災計画
原子力災害対策編
(本 編)

目 次

第1章 総則

第1項 計画の目的	366
第2項 計画の性格	366
第1節 池田町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	366
第2節 池田町における他の災害対策との関係	366
第3節 計画の修正	366
第3項 計画の周知徹底	367
第4項 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	367
第5項 計画の基礎とするべき災害の想定	367
第1節 対象とする原子力事業所	367
第2節 予測される影響	370
第3節 計画が対象とする地域の範囲	370
第6項 防災関係機関の事務又は業務の大綱	372
第1節 町	372

第2章 原子力災害事前対策

第1項 情報の収集・連絡体制等の整備	373
第1節 情報の収集・連絡体制の整備	373
第2節 情報の分析整理と活用体制の整備	373
第2項 通信手段の確保	373
第3項 組織体制等の整備	374
第1節 体制の整備	374
第4項 長期化に備えた動員体制の整備	374
第5項 広域防災体制の整備	375
第1節 防災関係機関相互の情報交換	375
第2節 広域的な応援協力体制の整備	375
第3節 緊急消防援助隊の受入体制の整備	375
第4節 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備	375
第5節 専門家の派遣要請手続の整備	375
第6項 緊急時モニタリング体制の整備	375
第1節 モニタリング機器の整備・維持	375

第7項	屋内退避、避難等活動体制の整備	376
第1節	避難計画等の策定	376
第2節	避難所の整備	376
第3節	要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	376
第4節	避難所・避難方法等の周知	376
第5節	広域的な避難に係る協定の締結	376
第8項	学校、医療機関等における避難計画の策定及び防災教育・防災訓練の実施	377
第9項	原子力災害医療活動体制の整備	377
第10項	防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	377
第11項	住民等への情報提供体制の整備	377
第1節	情報項目の整理	378
第2節	情報提供体制の整備	378
第3節	住民相談窓口の設置等	378
第4節	多様なメディアの活用体制の整備	378
第12項	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発	378
第13項	防災訓練の実施	379
第1節	訓練計画の策定	379
第2節	訓練の実施	379
第14項	防災業務関係者の人材育成	379
第15項	町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備	379
第1節	輸送に係る事業者等	379
第2節	町及び県	380
第3節	警察	380
第4節	消防機関	380

第3章 緊急事態応急対策

第1項	通報連絡、情報収集活動	381
第1節	施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	381
第2節	応急対策活動情報の連絡	381
第2項	活動体制の確立	381
第1節	町の活動体制	381
第2節	専門家の派遣要請	383
第3節	応援要請及び職員等の派遣要請等	383
第4節	自衛隊の派遣要請等	383

第3項	防災業務関係者の安全確保	383
第1節	被ばく管理のための連携確保	383
第2節	防護対策	383
第3節	防災業務関係者の被ばく管理	384
第4項	緊急モニタリング活動	384
第5項	屋内退避、避難等の防護活動	384
第1節	避難・屋内退避の対応方針	384
第2節	避難の実施	386
第3節	避難所	386
第6項	要配慮者への配慮	387
第7項	原子力災害医療活動	387
第1節	住民に対する避難退域時検査の実施	387
第2節	安定ヨウ素剤の予防服用	387
第8項	飲食物の摂取制限・出荷制限等	388
第1節	飲料水、飲食物の摂取制限	388
第2節	農林水産物等の採取及び出荷制限	388
第3節	飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達	388
第9項	緊急輸送活動	388
第1節	緊急輸送活動	388
第10項	住民等への的確な情報提供活動	389
第1節	住民等への情報提供活動	389
第2節	住民等からの問い合わせに対する対応	390
第11項	文教対策	390
第1節	生徒等の安全確保措置	390
第2節	避難所となる場合の対応	390
第12項	町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策	391
第1節	輸送に係る事業者等	391
第2節	町及び県	391
第3節	警察	391
第4節	消防機関	391

第4章 原子力災害中長期対策

第1項	緊急事態宣言解除後の対応	392
第2項	環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表	392
第3項	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	392

第4項	各種制限措置の解除	392
第5項	放射性物質による環境汚染への対処	393
第6項	被災地域住民等に係る記録の作成	393
第7項	被災者等の生活再建等の支援	393
第8項	風評被害等の影響の軽減	393
第9項	被災中小企業等に対する支援	393
第10項	心身の健康相談体制の整備	394